

別添 1 3 「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成 16 年医政発第 0813001 号）の一部改正）

改 正 後	現 行
<p>第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等            医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 6 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。</p> <p>「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の実態として、医療法人の太宗を持つ定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとつての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底することともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の継続性・継続性の確保に資するものであること。</p> <p>第二～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たつての留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 39 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第一 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等            医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 4 章に定める医療法人制度は、私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの(昭和 25 年 8 月 2 日厚生省発医第 98 号厚生事務次官通知記第一の 1 参照)とされていること。</p> <p>「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の実態として、医療法人の太宗を持つ定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとつての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底することともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の継続性・継続性の確保に資するものであること。</p> <p>第二～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たつての留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 36 に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、特別医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。</p> <p>(以下略)</p>